

香南市創業支援利子補給金事業 公 募 要 領

香南市商工観光課

1. 事業の目的

「香南市創業支援利子補給金事業」は、香南市内で創業しようとする方を対象に創業資金の融資を受けた際の借入利子の一部を補給することで、創業時の負担を軽減し、新産業や新事業の創出を促進し、地域経済の活性化を図ることを目的としています。

2. 受付期間

令和7年1月1日から令和7年12月31日までに支払った利子分については、令和8年1月5日から令和8年1月30日までを受付期間とします。

3. 対象者

- ・香南市内で新たに事業所を有し、創業しようとする者
- ・創業のために必要な融資を、平成29年4月1日以降に香南市内の金融機関から受ける者
- ・創業日が、融資契約日の前後6箇月以内の者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業(同項第2号を除く。)又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行うものでないこと
- ・過去にこの補給金の交付を受けたことがない者
- ・創業について、香南市商工会が実施する経営指導を受けている者
- ・市町村税(国民健康保険料を含む。)の滞納がない者

4. 対象融資

- ・香南市内の金融機関における創業向けの融資

5. 補給内容

- ・補給の対象となる利子は、対象者が支払った利子のうち年利1%(1%に満たないときは、借入利率を限度とする。)に相当する額とします。ただし、延滞利子は除きます。
- ・1事業者につき年間10万円を上限とします。
- ・補給対象期間は、償還開始日から2年間とします。ただし、償還期間が2年未満の融資については、当該償還が完了した日までとします。
- ・毎年1月1日から12月末日までの期間に支払った補給対象額について、翌年1月末日までに申請が必要です。

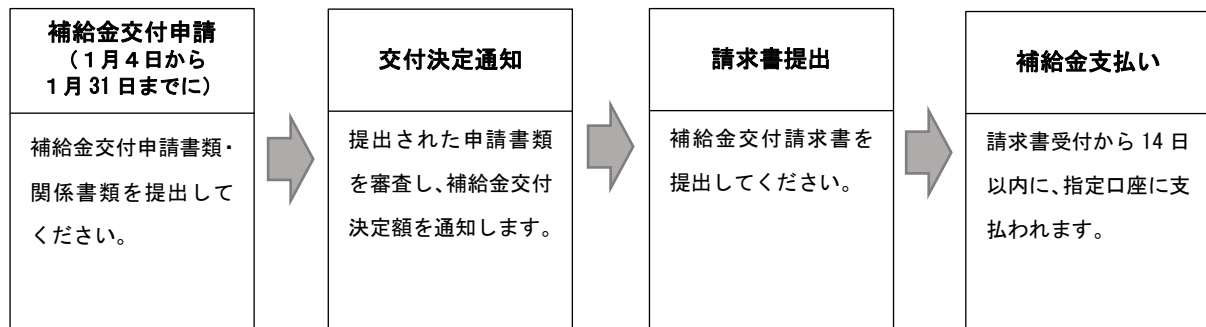
6. 申請手続き

申請をされる方は、受付期間内に次の申請書等を商工観光課まで提出してください。

- ・香南市創業支援利子補給金交付申請書（様式第1号）
- ・利子支払証明書（様式第1号別紙）
- ・金融機関が発行する償還予定表の写し
- ・香南市で開業していることを確認できる書類
- ・市町村税の滞納がないことの証明書
- ・香南市商工会が実施する経営指導を受けたことを確認できる書類

○助成金申請フロー

＜補給対象期間中、毎年度＞



7. 申請の受付・お問い合わせ先

香南市商工観光課 商工振興係

〒781-5292 香南市野市町西野 2706

TEL : 0887-50-3013 Fax : 0887-50-3014

E-mail: shoukou@city.kochi-konan.lg.jp